

「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がいのある方が、様々な場面において障がいを理由に諦めることなく自分らしい生き方を選択できるような環境を整えることを目的とした(仮称)障がい者の合理的配慮条例の制定に向けた検討を行うため、「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) (仮称)障がい者の合理的配慮条例の制定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼児教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 高齢者支援団体の関係者
- (5) 医療機関の関係者
- (6) 公共交通機関の関係者
- (7) 市内企業の関係者
- (8) 自治会長
- (9) 民生委員
- (10) 公募により選任された者
- (11) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。